

農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本方針

(魅力とやりがいのある農業をめざして)

平成5年11月

栃木県

## 基本方針策定の考え方

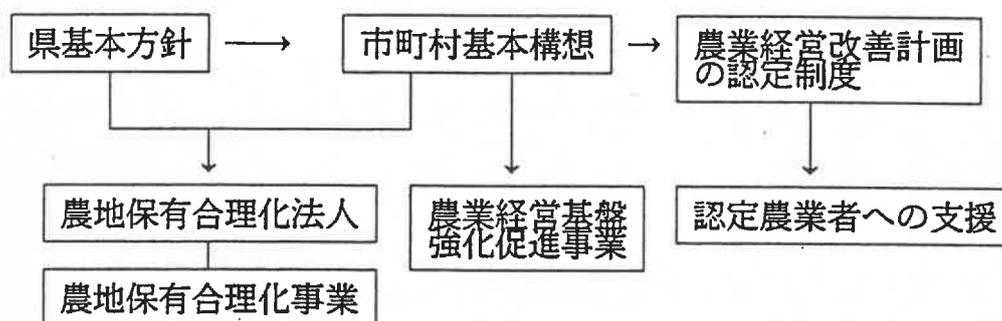
### 1 基本方針策定の趣旨

国は、平成4年6月に「新しい食料・農業・農村政策の方向」を公表し、その具体策の一環として、平成5年8月に農業経営基盤強化促進法が施行された。

これにより、従来の農用地利用増進法による「安心して農地を貸せる仕組み」とあわせ、「明日の農業を担っていく経営体を育成する仕組み」が整備され、経営規模の拡大や生産方式の合理化等経営の改善を図ろうとする農業者に対する支援措置が強化された。

なお、目指すべき農業経営や農業構造の目標の明確化等を図るため、県及び市町村は基本方針及び基本構想を定めることとされた。

#### 農業経営基盤強化促進法（制度）の仕組み



このため、本県農業のマスタートプランである「とちぎ新農業プラン」をベースに、本県の特性を生かした農業構造・経営対策の展開方向を示すことにより、「農地」と「人」という農業経営基盤の強化の促進を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定める。

なお、本基本方針の計画期間は、平成5年度から平成14年度までの10年間とする。

### 2 基本方針の性格と役割

本基本方針は、農業経営基盤強化促進法の趣旨に沿って、農地の流動化の一層の推進等を通じた土地利用型農業を中心とする担い手の育成の目標及び農業構造の目標等を地帯別に明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町村が策定する基本構想の指針とする。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 農業生産の方向

本県農業の発展方向としては、首都圏に位置する有利な地理的条件等を最大限に生かし、米麦・園芸・畜産のバランスのとれた生産性の高い首都圏農業の確立を目指している。

今後、首都圏農業の確立を一層推進するため、土地利用型農業の体質強化を図りながら、地域全体で園芸作物の生産拡大が図られるような農業生産のシステムづくりを展開する。

特に、土地利用型農業の体質強化を図るため、農地の流動化、生産基盤の整備、優良農地の確保、担い手の育成等を積極的に推進する。



### 2. 具体的施策の方向

今後10年間を見通し、土地利用型農業等を担う経営体の育成目標及び農業構造の目標の明確化を図り、それらの実現に向けて各種施策を展開するものとする。

#### (1) 望ましい農業経営及び農業構造の目標

農業を魅力とやりがいのあるものとするため、農業者の創意と工夫により、地域他産業従事者と同水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営の目標を次のとおり示すものとする。

年間総労働時間	2,000時間（長期目標1,800時間）
年間農業所得	1,000万円（1個別経営体当たり）

また、このような農業経営を行う経営体が地域の農業生産の相当部分を担うことができるような農業構造を確立することを目標とする。

#### (2) 施策の方向

(1)に掲げる農業経営及び農業構造の確立を図るため、経営体の育成に当たっては経営規模の拡大や資本装備の充実、雇用労働力の確保や労働条件の改善等の経営改善を促進する支援施策を重点的に実施するとともに経営管理能力の向上のための研

修等を充実し、高度な技術と企業的経営感覚を備えた効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努める。

又、これら経営体への農地の利用集積及び経営体を核とした農業生産のシステム化を図ることが重要であり、これらの実効を上げるため次の施策を総合的に推進する。

① 経営規模の拡大

(利用権の設定、所有権の移転、農作業の受託、雇用労力の活用等)

② 基幹施設の整備

(共同育苗施設、米麦乾燥調製施設、集出荷施設等の整備)

③ 土地基盤の整備

(ほ場の大区画化、用排水施設の整備等)

④ 技術の高度化

(バイテク等先端技術の導入、機械化栽培の導入等)

⑤ 経営管理の改善

(複式簿記の記帳、休日制の導入、法人化等)

特に、経営体の育成に当たっては、農業経営改善計画認定制度の普及を積極的に図るとともに、経営の熟度に応じて法人化へ誘導する。

なお、県及び市町村段階の農地保有合理化法人を育成・強化しながら、その機能を積極的に活用して、経営体に農地が集積されるよう推進する。

また、地域における農業生産の中核となる担い手と兼業農家、高齢農家等との役割分担により相互にメリットを享受できるような地域農業のシステムづくりを推進する。

### (3) 地帯別施策の方向

#### ア 那須塩谷地帯

この地帯は、稲作については、個別経営体の規模拡大や大型共同施設を利用した組織経営体による単一経営を育成し、大規模な土地利用型農業を推進する。

園芸等については、稲作複合経営を中心に育成し、稲作部門の省力化により、園芸等の生産拡大を進め、産地の育成を図る。

又、酪農については、飼養頭数規模の拡大の確保のための農地の集積を図るとともに、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料を活用した稲作複合経営を主体に産地化を図る。

#### イ 河内芳賀地帯

この地帯は、稲作については、個別経営体による単一経営や集約作物等との複合経営を育成するとともに、稲作を主とした組織経営体による土地利用型農業を推進する。

園芸等集約部門については、主として稲作との複合経営を育成するとともに、稲作部門の省力化や作業委託により単一経営を育成し、産地の拡充強化を図る。  
畜産については、養豚を中心に経営体質を強化し産地の拡充定着化を図る。

#### ウ 上都賀、下都賀、安足地帯

この地帯は、稲作については、主として米麦二毛作による単一経営の育成及び稲作の主要作業を受託する組織経営体の育成を図る。

園芸等については、施設を利用した集約型農業による単一経営の育成を進め、産地の拡充強化を図る。

畜産については、肉牛肥育を中心に経済肥育により産地の確立を図る。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な経営体を育成するため、個別経営体・組織経営体の主要なモデル的経営類型について、その基本的指標を地域の実態及び農業生産の方向に即して次の観点から示すものとする。

- ① モデル的経営類型は、適応地域の特色を生かした類型とした。
- ② 個別経営体の年間農業所得目標を1,000万円（うち、主たる従事者の年間農業所得840万円）程度とした。
- ③ 水田面積の20～30%程度を転作面積とした。
- ④ 農業生産資材及び農産物の価格は、米、麦、大豆、牛乳については、平成4年又は5年の価格とし、野菜、果物、花き等は過去2～3年の上位価格とした。
- ⑤ 1経営体当たりの労働力は主たる従事者1人と補助的従事者1～2人とした。  
主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は、当面、2,000時間以内とし、1日当たり労働時間は8時間、休日は1週間当たり1日確保することを原則とした。  
また、保有労働力時間を上回った場合は、雇用労働力を導入することとし、その雇用労賃は1時間当たり1,000円とした。
- ⑥ 水稻の作付が小面積の場合は、土地利用型個別経営体または組織経営体に作業を委託することとし、経営類型に水稻を加えないこととした。

モデル的経営類型の適応地域

	主な適応地域 経営類型名	那須	河内	上都賀	下都賀	安足
		塩谷	芳賀			
1	水稲+二条大麦+大豆	○	○	○	○	○
2	水稲+うど	○		○		
3	水稲+二条大麦+大豆+しいたけ	○	○			
4	いちご	○	○	○	○	○
5	冬春トマト+秋きゅうり	○	○	○	○	○
6	冬春きゅうり+秋きゅうり		○		○	○
7	にら	○	○	○	○	○
8	だいこん+ほうれんそう(高冷地野菜)	○		○		
9	メロン+なす		○			
10	レタス+トマト+水稲		○		○	
11	かんぴょう+ほうれんそう+ごぼう+水稲+二条大麦		○		○	
12	こんにゃく+水稲	○	○	○		
13	なし	○	○	○	○	○
14	ぶどう				○	
15	りんご	○	○	○		
16	りんどう+水稲	○		○		
17	きく	○	○	○	○	○
18	カーネーション	○	○	○	○	
19	鉢物	○	○	○	○	○
20	洋ラン	○	○	○	○	
21	バラ	○	○	○	○	○
22	酪農	○	○	○	○	○
23	肉牛(繁殖)+水稲	○	○	○		
24	肉牛(肉専肥育)	○	○	○	○	
25	肉牛(乳雄肥育)	○			○	
26	養豚	○	○	○	○	○
27	養蚕+水稲+しいたけ	○	○	○	○	
28	組織経営体(水稲+二条大麦+大豆・30ha規模)	○	○	○	○	○
29	組織経営体(水稲+二条大麦+大豆・60ha規模)	○	○	○	○	○
	計	24	24	22	21	13

モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No 1 水 稻 + 二条大麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稲 = 10 ha 二条大麦 = 3 ha 大豆 = 3 ha  <経営面積> 13 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は、乾燥機 (30・24石) 各1台 ・大豆収穫、選別機1/3式他  <その他> ・麦、大豆は転作対応とし、 二毛作とする。 ・団地化された農用地活用。	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時の雇用導入
No 2 水 稻 + う ど	<作付面積等> 水稲 = 5 ha うど = 2 ha  <経営面積> 7 ha	<資本装備> ・トラクター (25 ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (30石) 1台他  <その他> ・うどは転作対応とする。 ・団地化された農用地活用。	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時の雇用導入
No 3 水 稻 + 二条大麦 + 大 豆 + しいたけ	<作付面積等> 水稲 = 5 ha 二条大麦 = 2 ha 大豆 = 2 ha しいたけ = 10,000本  <経営面積> 7 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (30石) 2台 ・人工ほだ場 他  <その他> ・麦、大豆は転作対応とし、 二毛作とする。 ・団地化された農用地活用。	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時の雇用導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No 4 いちご	<作付面積等> いちご = 0.4 ha	<資本装備> ・ビニールハウス (4,000 m <sup>2</sup> ) 自動換気・カーテン装置 夜冷施設、予冷施設装備 他 <その他> 出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No 5 冬春トマト + 秋きゅうり	<作付面積等> 冬春トマト = 0.45 ha 秋きゅうり = 0.2 ha <経営面積> 0.45 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (2,250 m <sup>2</sup> × 2棟) 他 <その他>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No 6 冬春きゅうり + 秋きゅうり	<作付面積等> 冬春きゅうり = 0.4 ha 秋きゅうり = 0.2 ha <経営面積> 0.4 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (2,000 m <sup>2</sup> × 2棟) 他 <その他>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No 7 にら	<作付面積等> にら = 0.7 ha	<資本装備> ・ビニールハウス (7,000 m <sup>2</sup> ) ・にら袴取機 <その他>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No 8 だいこん + ほうれんそう (高冷地野菜)	<作付面積等> だいこん = 3 ha ほうれんそう = 2 ha <経営面積> 3 ha	<資本装備> ・トラクター (60 PS) 1 / 4 台 トラクター (22 PS) 1 台 ・予冷施設 ・雨よけハウス (20,000 m <sup>2</sup> ) <その他>	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No 9 メロン + 夏秋なす	<作付面積等> メロン = 0.6 ha 夏秋なす = 0.5 ha <経営面積> 0.6 ha	<資本装備> ・無人防除機 ・パイプハウス (6,000 m <sup>2</sup> ) <その他> 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No 10 春レタス + 秋レタス + 夏秋トマト + 水稲	<作付面積等> 春レタス = 1.5 ha 秋レタス = 1 ha 夏秋トマト = 0.25 ha 水稲 = 3 ha <経営面積> 4.5 ha	<資本装備> ・トラクター (22 ps) 1台 ・小トンネルハウス (150 a) ・田植機 (5条植) 1/2台 ・コンバイン (3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (24石) 1台 <その他> 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
No 11 かんぴょう + ほうれんそう + ごぼう + 水稲 + 二条大麦	<作付面積等> かんぴょう = 0.8 ha ほうれんそう = 0.6 ha ごぼう = 0.6 ha 水稲 = 4 ha 二条大麦 = 3 ha <経営面積> 5.4 ha	<資本装備> ・トラクター (25 ps) 1台 ・温風乾燥機 1台 ・田植機 (5条植) 1/2台 ・コンバイン (3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (24石) 1台 <その他> 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時雇用の導入
No 12 こんにゃく + 水稲	<作付面積等> こんにゃく = 2 ha 水稲 = 3 ha <経営面積> 5 ha	<資本装備> ・トラクター (30 ps) 1/2台 ・貯蔵庫 (83 m <sup>2</sup> ) ・生子植付機 ・田植機 (5条植) 1/2台 ・コンバイン (3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (24石) 1台 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事者の態様等
Na 13 なし	<作付面積等> なし = 2.5 ha	<資本装備> ・トラクター (22ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (500L) 1/2台 ・ハンマーナイフモア (幅80cm) 1台 ・多目的防災網 (250a) 他 <その他>	・複式簿記 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時雇用の導入
Na 14 ぶどう	<作付面積等> ぶどう = 1.5 ha	<資本装備> ・トラクター (22ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (500L) 1/2台 ・ハンマーナイフモア (幅80cm) 1台 ・多目的防災網 (80a) ・ハウス (35a) ・雨よけハウス (35a) 他 <その他>	・複式簿記 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時雇用の導入
Na 15 りんご	<作付面積等> りんご = 2 ha	<資本装備> ・トラクター (22ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (500L) 1/2台 ・ハンマーナイフモア 1台 ・多目的防災網 (200a) 他 <その他>	・複式簿記 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時雇用の導入
Na 16 りんどう + 水稲	<作付面積等> りんどう = 0.6 ha 水稲 = 3 ha  <経営面積> 3.6 ha	<資本装備> ・ビニールハウス (2,000㎡) ・灌水施設 (2,000㎡) ・トラクター (22PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1/2台 ・コンバイン (3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC, CE利用 又は乾燥機 (24石) 1台 他 <その他>	・複式簿記 ・青色申告の実施 ・流通管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期に臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 17 きく	<作付面積等> きく = 0.5 ha (施設、露地)	<資本装備> ・ガラス温室 (1,650 m <sup>2</sup> ) ・ビニールハウス (1,650 m <sup>2</sup> ) ・灌水施設 (3,300 m <sup>2</sup> ) ・冷蔵庫 他 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・流通管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入
No. 18 カーネーション	<作付面積等> カーネーション = 0.25 ha	<資本装備> ・ガラス温室 (2,500 m <sup>2</sup> ) ・灌水施設 (2,500 m <sup>2</sup> ) ・冷蔵庫 他 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・流通管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入
No. 19 鉢物 (シクラメン等)	<作付面積等> 鉢物 = 0.2 ha (シクラメン、 ハイドランジア)	<資本装備> ・ガラス温室 (1,000 m <sup>2</sup> ) ・ビニールハウス (660 m <sup>2</sup> ) ・暖房、灌水施設 (1,660 m <sup>2</sup> ) ・鉢運搬車 1台 ・輸送車 1台 他 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・流通管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 20 洋らん	<作付面積等> 洋らん = 0.2 ha	<資本装備> ・ガラス温室 (2,000 m <sup>2</sup> ) ・暖房、冷房、灌水施設 (2,000 m <sup>2</sup> ) ・施設一式 (2,000 m <sup>2</sup> ) ・輸送車 1台 他 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・流通管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入
No. 21 バラ	<作付面積等> バラ = 0.25 ha	<資本装備> ・ガラス温室 (2,000 m <sup>2</sup> ) ・ロックウールシステム (500 m <sup>2</sup> ) ・暖房施設 (2,000 m <sup>2</sup> ) ・多目的細霧装置 (2,500 m <sup>2</sup> ) ・予冷庫 他 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・流通管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入
No. 22 酪農	<作付面積等> 成牛 = 40頭 育成牛 = 15頭 飼料作物 = 7 ha	<資本装備> ・牛舎 1棟 440 m <sup>2</sup> (バンクリーナ方式) ・サイロ 1棟 440 m <sup>3</sup> (サイロクレーン装備) ・トラクター (68 ps) 1 / 4台 トラクター (30 ps) 1台 ・堆肥盤 1基 ・尿溜 1基 他 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入 ・ヘルパ ーの活 用

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事者の態様等
No. 23 肉牛 (繁殖) + 水稲	<作付面積等> 成牛 = 40頭 育成牛 = 8頭 水稲 = 3ha 飼料作物 = 3ha  <経営面積> 6ha	<資本装備> ・牛舎 (400㎡) 1棟 ・サイロ (160㎡) 1棟 ・トラクター (28ps) 1台 ・堆肥舎 1棟 ・田植機 (5条植) 1/2台 ・コンバイン (3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (24石) 1台 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入
No. 24 肉牛 (肉専 肥育)	<作付面積等> 肉牛 = 120頭	<資本装備> ・牛舎 (600㎡) 1棟 ・サイロ (30㎡) 1棟 ・トラクター (28ps) 1台 ・堆肥舎 (300㎡) 1棟 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入
No. 25 肉牛 (乳用雄 肥育)	<作付面積等> 肉牛 = 300頭	<資本装備> ・牛舎 (1500㎡) 1棟 ・トラクター (28ps) 1台 ・堆肥舎 (500㎡) 1棟 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入
No. 26 養豚	<作付面積等> 繁殖豚 = 80頭 出荷肉豚 = 1,600頭	<資本装備> ・繁殖豚舎 (240㎡) 2棟 ・種雄豚舎 (120㎡) 1棟 ・育成豚舎 (80㎡) 1棟 ・分娩豚舎 (58㎡) 1棟 ・肉豚舎 (350㎡) 1棟 ・ふん尿処理施設 1基 <その他>	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施 ・飼養管理 システムの 確立	・休日制 の導入 ・農繁期 に臨時 雇用の 導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事等の態様等
No. 27 養蚕 + 水稲 + しいたけ	<作付面積等> 桑園 = 3.5 ha 水稲 = 5 ha しいたけ = 9,000本  <経営面積> 8.5 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC, CE利用 又は乾燥機 (30石) 1台 ・蚕室 790㎡ ・条桑刈取機 1台 ・リフト式ローダー 1/2台 ・人口ほだ場 他  <その他>	・複式簿記帳 ・青色申告の実施 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期時の臨時雇用の導入

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事等の態様等
No. 28 水稲 + 二条大麦 + 大豆  (主たる従事者 2人)	<作付面積等> 水稲 = 20 ha 麦 = 10 ha 大豆 = 10 ha  <経営面積> 30 ha	<資本装備> ・トラクター (40、34 ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 2台 ・コンバイン (4条刈) 1台 ・乾燥は、RC, CE利用 ・又は乾燥機 (30石) 1台 (24石) 2台 他  <その他> ・麦、大豆は転作対応とし 二毛作とする。 ・団地化された農用地活用	・複式簿記帳 ・青色申告の実施 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期時の臨時雇用の導入
No. 29 水稲 + 二条大麦 + 大豆  (主たる従事者 4人)	<作付面積等> 水稲 = 40 ha 麦 = 20 ha 大豆 = 20 ha  <経営面積> 60 ha	<資本装備> ・トラクター (60、40、40 ps) 各1台 ・田植機 (6条植) 3台 ・コンバイン (4条刈) 2台 汎用コンバイン 1台 ・ミニライスセンター (又はRC, CE利用) 他  <その他> ・麦、大豆は転作対応とし、 二毛作とする。 ・団地化された農用地活用。	・複式簿記帳 ・青色申告の実施 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期時の臨時雇用の導入

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

- 1 効率的かつ安定的な経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を、当面、次のとおりとする。

地 帯	効率的かつ安定的な経営体が地域の農用地利用に占めるシェアの目標	備 考
那 須 塩 谷 河 内 方 賀 上 都 賀 下 都 賀 安 足	おおむね 40～50%	

(注) シェアの目標には、基幹的農作業（水稻については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

- 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標を達成するため、今後10年間に、近年における農地流動化実績のおおむね1.5倍の流動化を推進するとともに農作業受委託も併せて推進する等積極的に取り組むものとする。

このため、県は、県農業構造政策推進会議と連携の下、次の事業を活用して推進することとする。



特に、農地の流動化や農地の維持管理については、市町村段階の農地保有合理化法人（市町村農業公社、農業協同組合）の育成と活用を図る。

なお、農業経営基盤強化促進事業及び農地保有合理化事業を円滑に推進するためには、市町村、農業委員会、農業協同組合等が連携して土地利用調整等の活動に取り組むことが重要であるので、推進体制の強化を図る。

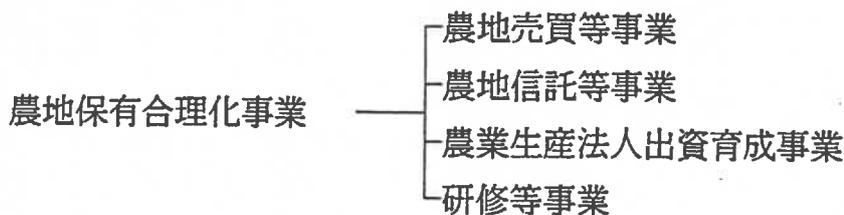
さらに、これらの事業をより効果的に実施するため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置が効果的かつ重点的に実施されるよう、農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

また、経営体の育成に当たっては、経営の熟度に応じて法人化へ誘導するとともに、農業生産法人制度の趣旨に即して、健全な経営の育成に資するよう適正な運用に努める。

## 2 県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

- (1) 県の区域を事業実施区域として、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、財団法人栃木県農業振興公社とする。
- (2) 財団法人栃木県農業振興公社は、農地保有合理化法人の持つ農用地等の中間保有や再配分の機能を活用し、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施する。また、これらの事業実施にあたっては、市町村段階の農地保有合理化法人である市町村農業公社や農業協同組合と十分な連携の下、効果的な推進を図る。

### 栃木県農業振興公社が行う農地保有合理化事業



## 3 市町村の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人の育成に関する事項

農業経営基盤強化促進事業を実効あるものとするためには、財団法人栃木県農業振興公社が有する機能を活用するとともに、これとの連携を図りながら、市町村段階の農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業を促進することが重要である。

このため、市町村段階における農地保有合理化法人としての農業公社の設立、育成及び同法人としての農業協同組合の育成を積極的に推進するとともに、現在、農地保有合理化事業を実施している農業協同組合についても、その機能の充実、強化を図る。